

各発注機関の長 様

三重県県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応（濃厚接触者の待機期間の変更等）について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について（通知）」（令和 3 年 5 月 14 日付け県土第 03-38 号）により、適切な対応をお願いしているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間に係る対応方針」（三重県新型コロナウイルス感染症対策本部）における待機期間が短縮されたことから、別添の「新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー」を更新しましたので、引き続き、適切な対応をお願いします。

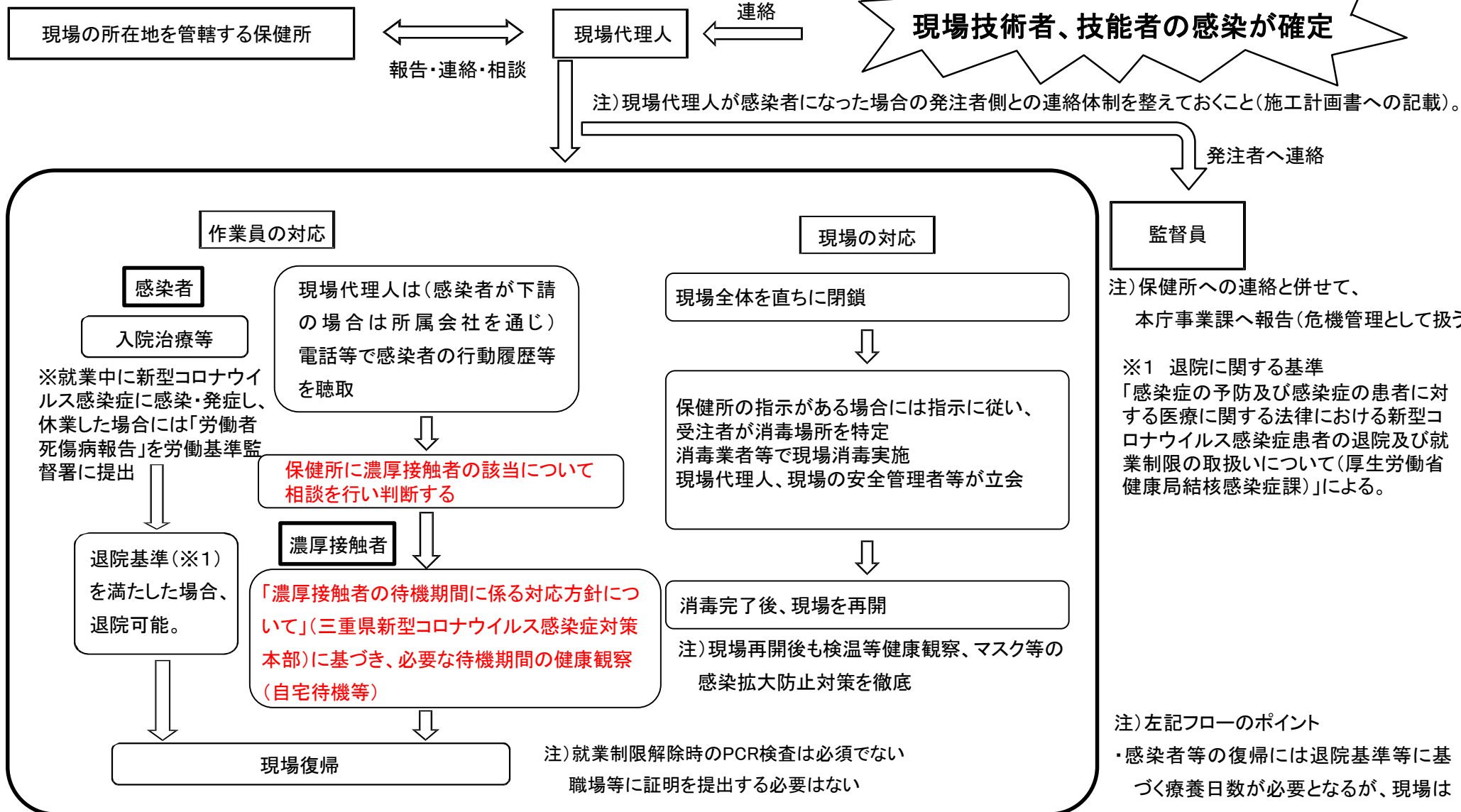
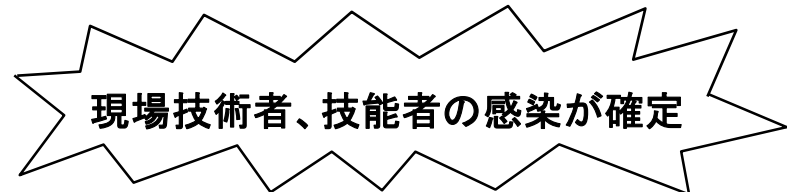
また、基本的対処方針においては、引き続き、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気など感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて対策の徹底をお願いします。また、受注者との工事等に係る打合せ等の実施にあたっては、可能な限り対面を避け、電話やテレビ会議（WEB等）などを活用するなどを再度徹底していただくようお願いします。

なお、県内各市町には当方より送付していることを申し添えます。

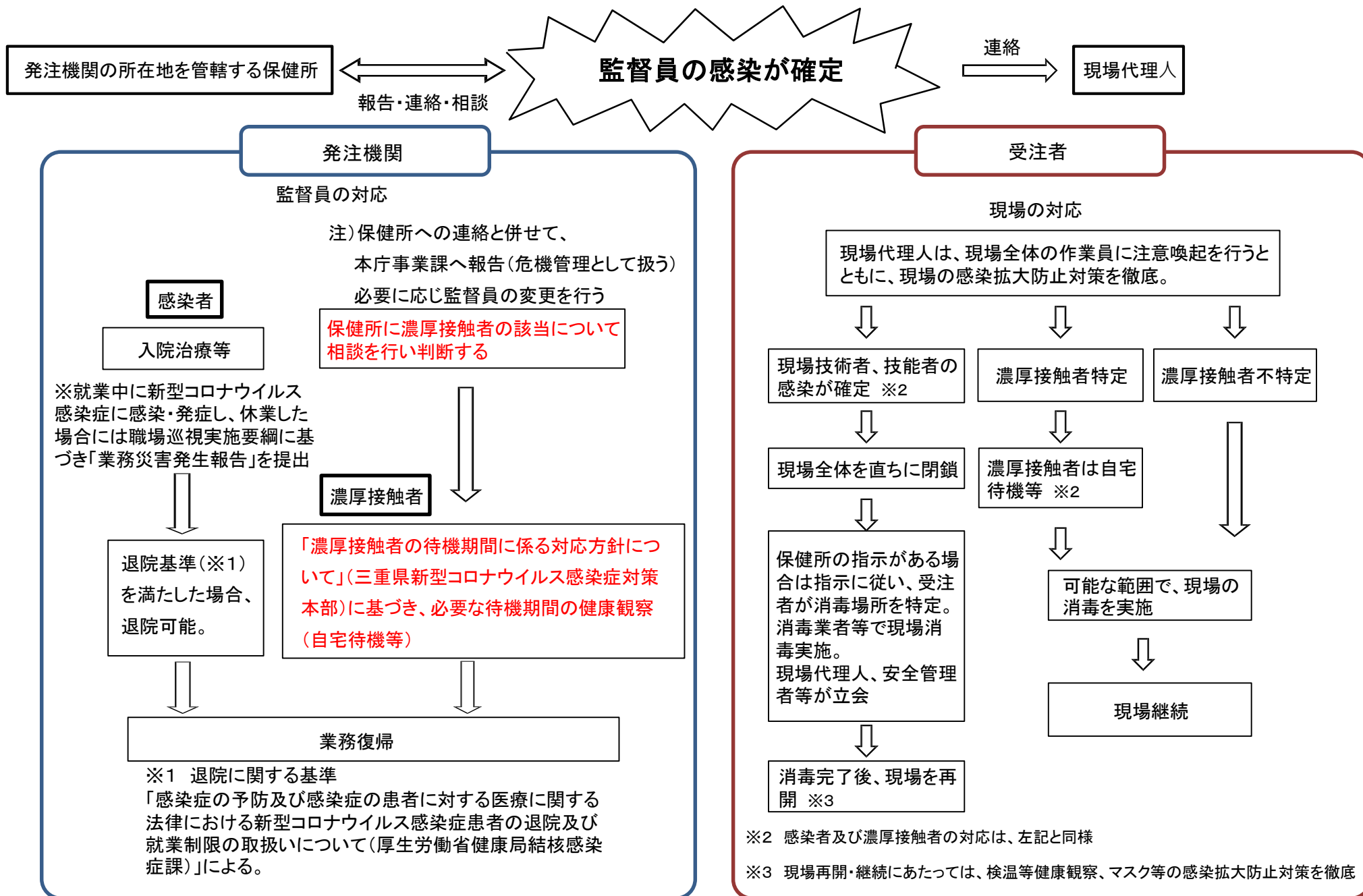
事務担当：
建設業課 入札制度班 059-224-2723

① 工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応



注)「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和3年5月12日版)」及び「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)(別紙26)」、「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。(別紙27)」、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る労災認定事例(別紙28)(国土交通省土地・建設産業局建設業課)」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて(別紙23)」を参考にしてください。

② 発注機関で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応



注)「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和3年5月12日版)」及び「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)(別紙26)」を参考にしてください。

濃厚接触者の待機期間に係る対応方針について

令和4年1月21日

令和4年1月28日一部改定

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間について

本県における濃厚接触者の待機期間は、地域における社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）も含めて、原則として、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目解除）とします。

ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用する等の感染対策を行う必要があります。

2. 社会機能維持者の待機期間の短縮について

社会的機能維持者の所属する事業者が、対象者の待機期間の短縮を、その方の居住地を管轄する保健所に申し出た場合には、保健所は、

- ① 待機期間の短縮について社会機能維持者本人の同意を得たこと、
 - ② 待機解除に必要な検査を事業者の責任において実施すること
- を口頭で確認のうえ、待機期間の短縮を認めることとします。

なお、対象となる事業者の範囲については、医療関係、福祉関係、インフラ運営関係、物流・運送サービス関係等の「事業の継続が求められる事業者」として新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に示された事業者（別紙）を基本として、幅広く捉えるものとします。

3. 待機期間の短縮を申し出る場合の留意事項

待機期間の短縮にあたっては、事業者において以下の（1）～（5）の検査等を行うことが必須となります。

- （1）社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要な場合に行うこと。
- （2）無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
- （3）検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能であること。抗原定性検査キットは薬事承認されたもの（体外診断用医薬品）を必ず用いること。購入に際しては、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が

医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。

なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。

(4) いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。

(5) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

(主な改定箇所は、下線)

(別添)事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。